

三国川ダム湖面利用ルール

第1章 総則

第1条 名称

この規定は、三国川ダム湖面利用協議会（以下「本協議会」という）において策定されたものであり、三国川ダム湖面利用ルール（以下「ルール」という）という。

第2条 目的

このルールは、三国川ダム貯水池であるしゃくなげ湖において、湖面（湖岸を含む。）（以下「湖面」という）の利用が、新潟県の重要な水源としての良好な水質を確保し、また湖周辺の豊かな自然環境及び生態系を保全し、さらに利用者の安全を確保した上で、水源地域の振興及び活性化並びに地域住民との調和を図ることを目的とする。

第3条 適用

- （1）このルールは、「しゃくなげ湖」において湖面を利用する者又は利用を予定している者（以下「湖面利用者」という）に適用するものであり、湖面利用者は、このルールを遵守する義務を負うものとする。
- （2）このルールの適用範囲は、三国川ダム堤体から、大臣管理区間の十字峡までの間とする（別図－1「三国川ダム湖面利用ルール適用範囲・区分図」に示す）。

第2章 利用の条件

第4条 湖面利用とダム管理

湖面利用にあたっては、ダム堤体その他関連諸施設に支障を与えてはならない。また、国土交通省北陸地方整備局三国川ダム管理所（以下「三国川ダム管理所」という。）が行う、ダム管理行為の妨げにならない範囲で行わなければならない。

第5条 湖面利用

湖面の利用は、洪水時や洪水調節時には、必要に応じて利用を制限するものとする。

第6条 湖面利用の禁止区域

次の区域については、湖面利用を禁止する。（別図－1「三国川ダム湖面利用ルール適用範囲・区分図」に示す）

- （1）三国川ダムの堤体から約200m上流に設置されている第一網場までの間

(2)東北電力(株)五十沢第一発電所放水路の上流約30mから下流約30mの間

第7条 湖面利用が可能な期間及び時間

(1)利用可能期間

毎年、6月1日から10月31日までの間で、新潟県道落合・六日町線並びに南魚沼市道清水瀬落合線が通行止めをしていない期間とする。

(2)利用可能時間

原則として、日の出(三国川ダム管理所発)から日没(三国川ダム管理所着)までとする。
なお、夜間の利用は、禁止する。

第8条 利用の禁止及び中止

次のいずれかに該当する場合には、湖面の利用を禁止する。また、利用中であっても直ちに中止しなければならない。

- (1)気象庁により南魚沼地域に大雨又は洪水に関する注意報、警報が発表された場合。
- (2)(1)によらず、しゃくなげ湖周辺において、大雨、強風、雷等の著しい気象変化により災害の発生が予想される場合。
- (3)台風が接近しており、三国川ダム管理上影響があると予想されるとき。
- (4)三国川ダム管理所が、気象状況等から危険と判断し、湖面の利用について禁止又は、中止を求めた場合。
- (5)三国川ダム管理所が、ダム管理上の理由から進入路又は、湖面の利用を禁止又は、中止を求めた場合。
- (6)新潟県南魚沼地域振興局地域整備部が県道落合・六日町線を交通規制した場合又は、南魚沼市が市道清水瀬落合線を交通規制した場合。

第3章 利用一般

第9条 湖面の進入方法

(1)湖面利用を目的とした湖面への進入は、下表の進入路より行うものとする。

進入路名称	諸 元
右岸側管理用通路(市道側)	市道清水瀬落合線切山沢付近取付坂路 鍵付ゲート有り
十字峡親水公園	しゃくなげ湖上流端左岸 親水護岸

注)左岸側県道落合・六日町線に接続する取付坂路は、利用禁止区域内のため使用不可

- (2)湖岸の動植物及び地形の保全のため、進入路以外から水面へ進入してはならない。
- (3)右岸管理用通路に設置したゲートの開閉は、三国川ダム管理所又は、本協議会の承認を得た者が行うものとする。

第10条 湖面利用が可能な利用内容

(1)しゃくなげ湖において湖面利用を認める活動、認めない活動の区分は、下表のとおりとする。

認める活動	認めない活動
・釣り ・カヌーその他類する手こぎボート ・SUP(スタンドアップパドル)	・燃料エンジンを使用する船舶、機器 ・遊泳 ・水質に影響のある行為 ・たき火等の火気使用、花火 ・水上バイク、水上スキー ・ウェークボード ・定められた箇所以外でのキャンプ ・UAVなどの飛行(撮影) ・営業行為

上表にない湖面利用については、本協議会において協議し決定するものとする。

(2)災害防止、人命救助に関わる船舶及び、ダム管理に必要な船舶等については、(1)の定めによらないものとする。

第11条 届け出等

(1)一定期間に渡り湖面を利用する者は、三国川ダム管理所へ一時使用届を行わなければならない。

なお、一時使用届者は、湖面利用にあたり他の利用者を排除する行為をしてはならない。

(2)湖面への進入路(右岸側管理用通路(市道側))を使用する場合は、**三国川ダム管理所**に届け出なければならない。

第4章 安全管理、事故防止

第12条 利用の原則

湖面の利用者は、全ての湖面利用者の自己責任において行うものとする。

なお、湖面利用者間でトラブルが発生した場合は、当事者間で解決を図るものとし、施設管理者は、一切の責任を負わないものとする。

湖面利用者は、下記を遵守し安全と事故防止を図るものとする。

(1)ライフジャケット等の救命具を装着しなければならない。

(2)ダム湖の特徴として地形の凹凸による水深の急変化、高地での低水温等を念頭に置いて湖面利用を行うこと。

- (3)船舶の使用にあたっては、他の水面利用者の安全に配慮しながら慎重に操船しなければならない。
- (4)インターネット等により上流域の雨量、ダム貯水位等のリアルタイム情報を積極的に収集活用し、危険を未然に回避するように努めなければならない。
- (5)ダム湖周辺は、携帯電話不感地帯があるため、利用者の責任により、別に緊急時の連絡手段を確保し、安全確保に努めなければならない。

第13条 緊急時の協力

- (1)湖面利用者は、湖面又はその周辺において事件、事故、火災等を発見した場合には、関係機関に通報しなければならない。(別図－2緊急時連絡系統図による)
- (2)湖面利用者は、緊急時において救助活動や消火活動の妨げとならないようにするなど協力しなければならない。

第14条 油の流出等

湖面利用者は、湖面又はその周辺において油の流出等によりダム湖の水質に影響を与えるような状況を発見した場合には、三国川ダム管理所に通報しなければならない。(別図－2緊急時連絡系統図による)

第5章 環境保全

第15条 生態系の保護

湖面利用者は、動植物の捕獲採取、火気使用、エンジン音や花火等による騒音発生等、生態系への悪影響となる行為をしてはならない。

第16条 漁業

湖面利用者は、漁業協同組合が定める規則に従い利用を行うものとする。

第17条 外来生物の持ち込み、持ち出しの禁止

- (1)湖面利用者は、外来生物法に基づき、しゃくなげ湖にブラックバスやブルーギル等の外来魚をはじめとする外来生物を持ち込んで서는ならない。また、しゃくなげ湖において外来生物が捕獲された場合には、それを持ち出す行為をしてはならない。
- (2)湖面利用者は、外来魚を捕獲した場合には、再放流してはならない。また、外来魚を捕獲した場合には、再放流せずに漁業協同組合に通報しなければならない。(別図－2緊急時連絡系統図による)

第6章 環境破壊行為、迷惑行為の禁止

第18条 ゴミの不法投棄の監視、通報への協力

湖面利用者は、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた時には、南魚沼警察署及び、三国川ダム管理所に通報するものとする。（別図－2緊急時連絡系統図による）

第19条 迷惑行為の禁止

湖面利用者は、地域住民、観光客、他の湖面利用者等の公衆に対して騒音等の迷惑となる行為をしてはならない。

第20条 ゴミの持ち帰り

不用になった釣り針、釣り糸、その他湖面の利用に付随して発生したゴミの放置は、景観を損ねるばかりで無く、周辺に生息する生物にとって凶器となることから、必ず持ち帰ることとする。

第7章 その他

第21条 ルール違反行為

本協議会は、このルールで定めていることに違反した者に対して、口頭又は書面により改善を求めることができる。

第22条 施設の損傷復旧

ダム本体をはじめとする関連諸施設（進入路、湖岸法面等含む）を損傷させた者は、直ちに三国川ダム管理所に報告しなければならない。

また、損傷箇所は、原因者の負担により原形復旧を行わなければならない。

第23条 ルールの見直し変更

このルールを変更する必要がある場合は、本協議会を開催して協議するものとする。

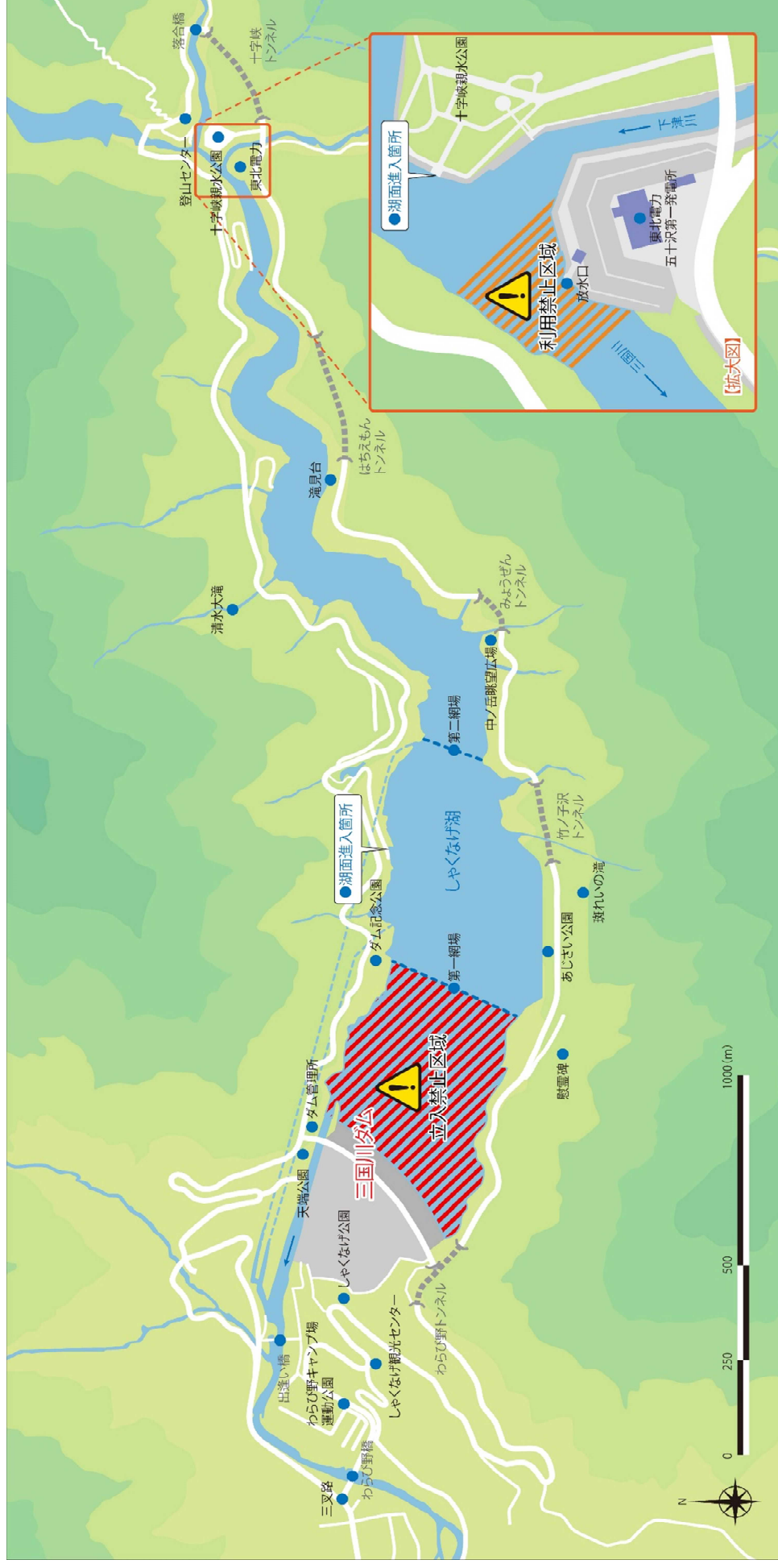
附則

制定：令和 2 年 1 月 31 日

改正：令和 3 年 1 月 7 日

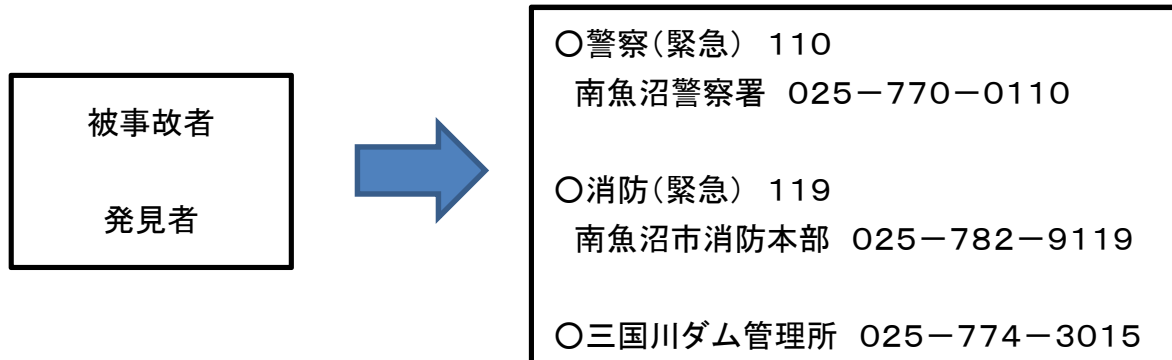
三国川ダム湖面利用ルール適用範囲・区分図

別図ー1

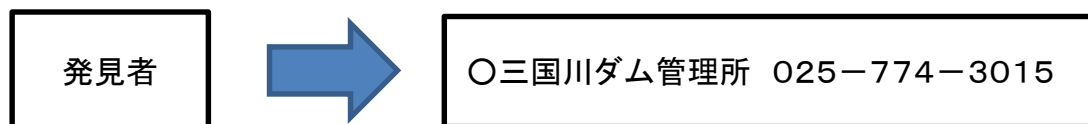


緊急時連絡系統図

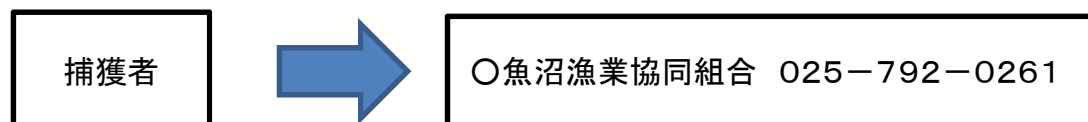
◆事件、事故、火災等を発見した場合◆



◆油の流出等を発見した場合◆



◆外来魚を捕獲した場合◆



◆ゴミ等の不法投棄を見かけたとき◆

